

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

C

1. 甲社は、甲社取締役に対し、損害賠償請求をすることが出来るか。

会社が、取締役に対し、損害賠償請求するためには、

① 任務懈怠 ② 損害の発生 ③ ①と②の間の因果関係が必要となる(会社法423条1項)。

本件では、乙社の倒産により、甲社は、既に乙社に交付していた2000万円について、回収できなくなったという損害が生じている(②充足)。

以下、甲社取締役 A, B, C, D, E について、それぞれ、~~①~~ 任務懈怠と損害との因果関係について検討する。

2. Aについて、

(1). Aは、乙社代表取締役 F との間で、本件消費貸借契約を締結した。この行為は、任務懈怠にあたらない。

~~(2) 本件消費貸借は、3000万円の貸付である。ゆえに本件規定に違反している。~~

任務懈怠とは、善管注意義務(会社法330条、民法694条)及び忠実義務(会社法355条)に反することをいう。

(2). 本件消費貸借は、3000万円の貸付である。~~本件規定に違反している。~~

しかし、Aは、取締役会決議を得ることなく、本件消費貸借契約を締結した。

よって、Aのかかる行為は、本件規定に違反している。

法令または定款違反は、直ちに、任務懈怠となる。しかし、

本件では、直接的には、会社の内部規範である取締役会規程に違反したにすぎない。

したがって、本件規定に違反したことは、~~任務懈怠~~ 任務懈怠の考慮要素の一部にとどまる。

1 ページ

裏面へ

10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995
1000

13. ~~また~~ 通常、甲社がクライアントに対し、本件のよ
うな貸付けを行うことはなかった。そして、Aは、この事実及
び、~~本~~ 当該貸付けが本件規定に違反することを知って
いた。また、Aは、乙社の「きのこの里」事業は必ずしも思
わしくない状況であることも知っていた。

さらにAは、乙社の計算書類を見ることなく、また、こ
の規模の貸付けであれば通常行う程度の財務調査を
行われなかった。 ~~仮に調査を行~~

以上のような事情及びFがAの親友の子であるとい
う事実を合わせて考えると、本件消費貸借契約は、Aが、
~~株式会社~~ 会社に対する善管注意義務に反し、私情の
もとで行った行爲である。

よって、Aの行爲は、任務懈怠にあたる。

14 仮に、Aが、本件消費貸借について、取締役会に
付議していれば、~~乙~~ 乙社に対し、与信調査が行われ、
乙社の赤字が明らかとなって、本件消費貸借は行われ
なかったと考えられる。 ~~仮に~~ その結果、回収不能
となる2000万円は生じなかった。~~と仮定~~

よって、Aの任務懈怠と、甲社の2000万円の損失に
因果関係が認められる。

15 以上より、甲社は、Aに対し、2000万円の損害賠償請
求をすることが出来る。

3 B, C, D, E について、

25 (1). 取締役が複数いる場合、取締役は相互に監督
義務を負う(会社法362条2項2号)

(2) 本件では、内部統制システムが設置されていた。そ
してそのシステムが機能不全となっている事情は無い。

30 したがって、本件消費貸借は、~~本人~~ 取引が偽装され、手口が
巧みであったため、不正の兆候をつかむことは、

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

15 20 25

困難であった。

さらに、本件消費貸借契約は、乙社東京支社で締結されている。

以上より、B、C、D、E が本件消費貸借に関する機会は無かった。

乙社の担当とAにしたことについては、矢張りないであることが取引上好都合であることも多いため不合理とはいえない。

よって、B、C、D、E に債務懈怠は認められない。

以上より、甲社はB、C、D、E に対して損害賠償請求することはできない。

以上

○ 義務の内容も丁寧に論じると、規範もあつても
あさやうになると思います。

○ どのようなルールで「エビデンス」を付けているのか分りに
くるところがあり、採点者に構成を理解して貰え
るよう意識しよう。(大)

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

B

第1. 甲社からAに対する請求

良い答えを出してね。

甲社は「取締役」であるAに対して会社法423条1項に基づき損害賠償請求をすることを考えられる。

1. 甲社定款には取締役会において決定すべき事項として、法令又は本定款の他に取締役会が定める規則において定められた事項とする規定があり、そこでは支払額が1500万円を超える取引を行う際には取締役会の決議を要するとされている。しかし、本件規定が存在するにもかかわらずAは取締役会の決議を経ることなく本件消費貸借契約を締結している。また、Aが乙社と本件消費貸借契約を締結した行為は、甲社の定款に違反する行為であるから、Aは、その「任務を怠った」といえる。

2. その後、乙社は破産手続開始を申請し、事実上倒産したため、甲社が乙社に貸し付けた貸金(本件消費貸借契約に基づく貸金)債権の回収は不可能となっている。

そして、「損害」として、取締役の任務懈怠がなければ会社が有していたであろう見財産と、現に会社が有する見財産との差額をいうと解されることから、Aは、乙社に3000万円の貸し付けを行う本件消費貸借契約で貸付金額(3000万円とされていたが、その後、Aの定款違反行為が判明したことにより、甲社から乙社へ実際に貸し付けられた客実は2000万円である。そして、かかる貸金についての回収ができなくなっているから、甲社に生じた「損害」は2000万円である。

3. Aは、本件消費貸借契約を締結するにあたり、通常このような貸し付けは行わないこと、当該貸し付けを行うことが本件規定に違反することを承知していた上、乙社のこの事業が必おもしろくない状況であることを承知していたことから、本件消費貸借契約を締結することが「任務懈怠」にあたること及びこれにより甲社に損害を生じるおそれがあることを予知認識を有していたといえる。にもかかわらず本件消費貸借契約を締結したAには少なくとも過失(会社法428条1項参照)も認められる。

ページ

裏面へ

4. よって、甲社にはAに対し2000万円の損害賠償請求をすることができると

第2. 甲社からBに対する請求。

~~甲社には、Bに対しても①会社法423条1項に基づき損害賠償請求をすることが考えられる。~~

※. 甲社には、「取締役」であるBに対しても、会社法423条1項に基づき損害賠償請求をすることが考えられる。

1. Bは、「任務を怠った」といえるか。

(1) 取締役会(取締役の職務執行の監督機関であり(会社法362条2項2号)、取締役は取締役会の構成員であるから(同条1項)、各取締役は他の取締役と共同して職務執行が適切に行われているかにつき監視義務を負うものと解される。そして、各取締役に係る取締役会の招集権限が与えられている(会社法366条1項、2項)から、かかる監視義務は取締役会の上呈事項のみならず非上呈事項にも及ぶと解される。

(2) そこで、甲社においても、Bは、Aが乙社に対して適切に事業を遂行することと監視義務があったとして、~~これを以て~~ Aが本件消費貸借契約を締結したことを見越した点に監視につき直ちに監視義務違反があると判断されるところである。

しかし、甲社では、内部統制システムの基本方針が定められ(会社法362条4項6号)、Bを責任者として社内における不正行為を防止できるような内部統制システムが構築されていた。したがって、このような内部統制システムの構築を認める趣旨は、取締役が別途他の取締役の職務執行全てを監視・監督すること(困難であること)に代り、内部統制システムを運用することを通じて会社の職務執行の適正を図ることができると

ものとし、取締役には内部統制システムが適切に運用・機能しているかの監視さえすれば、会社における適切な業務執行が十分確保されることができると考えられる点にある。そうだとすれば、内部統制システムが機能して運用されている会社においては、その適切な機能がなされているかの監視をもって、取締役の監視義務は尽くされているものと考えることが

具体的に
書け!!
不安/分かりずいぶん

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
商法			

評価(ABCD)

で与るのと解すべきである。

イ 本件についてみると、甲社と乙社は、適切なに同システムが不発能をしていた。また、Aの行った不正行為は甲社において初めて発生したものであり、甲Oがバグやデ、Gによる内部通報がなければ不正の発生を未然に防ぐことが出来たであろう。乙社のGは、Gからの通報が原因で乙社の不正行為を未然に防ぐことが出来た。適切な監視義務を怠っていたとしても、甲社の被害は「免れることとはできなかつた」と考えられる。

また、Gからの内部通報制度はZ社への取込みを中止するよう指示した点、及び
本件で消費使費契約を追認しないという決意をされた点（これ、(主務懈怠)といえ
た）といえるが、同システム責任者として適任であり、~~た~~であったといえる。

(4) 2. よって、Bは「~~王族を~~急ぐ」とはいえないので、~~上言下言~~ ④「~~王族を~~急ぐ」に反して
上言請求をすることはできない。 ④と項目を分けた意図も

第3. 甲が土から C-D-E (二大寸する言要求) ← 示せるが 8) 良いのか

又、甲社は、「取締役」であるC・D・Eに対しても会社法423条1項に基づき損害賠償(賞金請求)をすることが考えられる。

しかし、前述の通り、甲社においては内部統制システムが構築されておらず、甲社の内部統制システムの存在を前提にしてもAの本件消費貸借契約の存在も知り得ない困難であったことから、B同様、これを見逃したC・D・Eについてもやはり監視義務違反があったといえるものの、「王手を怠った」とはいえない。

20 第4. 以上より、甲株式会社はAに対し2000万円の損害賠償(償金)請求をする。
 乙が賠償すべきもの。 損害額の算出は2000万円。 以上。

9 何の論述が最初に示される主張と一致する。

① 全体の構成を「テンプレート」を意識して整理する
② さらに良くなる。 (大)

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

A

第1. 前提 (以下、会社法につき法名省略)

甲社といたし、甲社取締役らに対して、甲社が乙社から回収できず
「役員等」である

以下2000万円の「損害」について、428条1項にもとづく損害賠償
5 請求をするべきと考えらる。右のとおり、「役員等」「損害」の要件
は充足していることが、各取締役らについて、①任務懈怠、②帰責
事由、③①と「損害」との間の因果関係の3つの要件に「充足」
がし、以下、検討する。

要件の整理
OKです

第2. Aについて

1. ①について

(1) 取締役は、「その任務」として、~~善管注意義務~~ ~~忠実義務~~ 法令定款
遵守義務(355条)を負っている。

本件において、甲社は、定款に取締役会において決定すべき事項と
して法令又は甲社定款のほかに取締役会が定める規則に引いて
15 定められた事項とある旨の規定を置いて、支出額が1500万
円を超える取引を行う際は、取締役会の決議を要するものと
定めた旨の事項規定を置いていた。このため、~~甲社~~ 甲社代表「取締役」
であるAは、1500万円以上の取引を行う際には取締役会に「決議」
を必要とするよう甲社定款を遵守する義務を負っていた。

争いのポイントは
299条、302
コンプライアンス
ルール

20 そのもとから、Aは、~~1500万円を超す~~ 3000円を超す
3000万円の取引を行って、取締役会の決議を経ずに行っている。
~~すなわち~~ 先行きの案件消費貸借契約を

この案件消費貸借契約は、甲社が通常クレジットに貸付を行っているとしておいた
ことで、3000円を超すという金額があるに金銭でも「多額の借財」に当た
25 り、取締役会決議が会社法上必要であるといえる。結果として
（以下）Aは、甲社定款違反、遵守義務違反と362条4項の
法令違反が認めらる。

ページ

裏面へ

全体の構成を分けて書く。

(2) 乙は、取締役、すなわち善管注意義務(330条・民644条)を以て負っている。Aが行ったFAの本案消費貸借契約は、経営事項であるところ、この点で経営判断の事件事項について善管注意義務違反の判断の余地

5 ないからい。

経営判断について経営者、取締役らが善管注意義務を尽しているかは、会社として株主の利益となるかどうか、その判断過程、内容に於いて著しく不合理ではないか。下とすると、善管注意義務違反とはいえないからい。

10 事件において、額先施設、車庫等について乙社は多額の赤字を出しており、倒産は必死に考えたところであり、このことは、企業が通常行う程度の与信調査を行えば分かるものであった。また、Aは、乙社の計算書類と見ると、通常行う程度の財務調査を行っていたから、慢心と本案消費貸借契約を締結するに至っている。

15 乙は、甲社に通常のお客のクレジットの貸付を行っており、クレジットに乙社は3000万の貸付を行っておりAの判断は適切とはいえない。

したがって、Aが本案消費貸借契約を締結したことは、その判断内容、過程に於いて著しく不合理な誤りがあるものとして、善管注意義務違反にあたるといえる。

(3) おと、①とせよ。

20 2. ②について、

(1) まず、上記法令定款違反義務について、Aは、法令規定違反であることを承知しており、通常と異なる本案消費貸借契約の行う貸付を行おうとしていたことが、故意があるといえる。

(2) 乙は、上記善管注意義務違反について過失を認めらる。

25 (3) よ。乙、Aには、上記各筆任義務解除につき、帰責事由が認めらる(自認)。5. ③について、

Aは乙が、本案消費貸借契約の締結について甲社取締役会の招集、決議を経ていること、乙社に対する与信調査等の情報収集を行って貸付した本案消費貸借契約を行うことについて乙社に同意した。右契約は締結

30 されたことは、Aは乙に2000万円が振込まれたことも知らなかったといえる

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

×11/11を
行けらる207
良いた。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

から、上記各任務相対立と事件損害との間に、因果関係が認めらる
(③不効)。

4. 以上より、甲社(甲)は、^乙 A に対し 2000 万円の損害賠償請求ができ、
第 3. B について。

5 1. ①について。

(1) B は、代表取締役の地位に就き、取締役に対しては監視監督義務(362条2項2号)を負う。もって、適切に内部統制システムを構築・運用している場合には、その職務に特段の事情がない限り、それを用いて監視監督に努めようとするものがある。

10 本件では、甲社には、契約の締結・資金決済の適正性確保のための内部統制システムが構築されており、平成26年まで、不適切な行為は行われていない。同システムを甲社は運用していたという事実がある。そして、実際には、同システムに不十分な点があり、多額の損失を招いたという事実がある。

このほか内部統制システムの構築・運用の下、システムを運用し、B が、H の内部通報があるまで A に対する 2000 万円の損失に気づけなかったことは、B の監視監督に瑕疵がある。たとえ B が、A の行為が不当であると認識していたとしても、事前に損失を防止しようとしたことは困難であったといえる。

したがって、B は、A に対する監視監督義務違反は認められず、

20 (2) として、B は、H からの内部通報があった後に、翌日の取締役会において A を取締役として案件消費貸借契約を追認した旨の決議を取り付けたことから、代表取締役としての善管注意義務を果たしている。

(3) よって、B には保身解免が認められず、(④不効)。

2. 以上より、甲社は、B に対し損害賠償請求ができ、

第 4. C・D・E について。

25 1. ①について。

取締役たる C・D・E についても、取締役会の構成員として、監視監督義務を負う。もって、第 3. 1. (1) に基づくように、信託の法理が適用され、

よく理解
できている。

3 ページ
裏面へ

本件では、内部統制システムの管理者・責任者であるBである。また、Aの
本件消費債務契約の締結、2000万円の支払は~~早期に~~事前に役員と
決まっていたとあり、平取締役であるC・D・Eもこれを早期に発見し、
食い止めたという困難だったといえる。

5 (T=バ、て、C・D・Eに監視監督義務違反は認められない(①不充
足)。

2. 以上より、甲社は、C・D・Eに損害賠償請求ができない。

- 10
- ① 三段論法をしっかりと守らなければならない。大前提・小前提・結論が正しい。
 - ② 義務の内容をしっかりと示さなければならない。その後の
おとしめを/説得的でよい。
 - ③ 全体的に、内容的にもよく理解されている。
おとしめを/に思っています。 (4)
- 15
- 20
- 25
- 30